平成２３年（フ）第２４０９号
大阪府枚方市楠葉面取町１丁目２番９号
債務者　中村　雄樹
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１０号
大阪市西成区千本中２丁目８番２号　文化瀧藤７号室
債務者　尾﨑　雪枝（旧姓久原）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３９号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目25番11号
債務者　谷本　光典
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４２号
大阪市中央区本町橋６番21―1008号
債務者　今宮かすみ
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４５号
大阪府守口市橋波東之町１丁目３番８―604号
債務者　松葉大五朗
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４７号
大阪府豊中市南桜塚２丁目７番１―709号
債務者　松木　宏司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４９号
大阪市此花区島屋２丁目２番２―306号
債務者　藤本　留未（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５３号
大阪府東大阪市楠根３丁目５番24号
債務者　小池みゆき（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５５号
大阪府寝屋川市緑町９番12―201号
債務者　小島利都乃
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５６号
大阪市淀川区塚本６丁目７番20号　昭和マンション102号
債務者　磯村　光幸
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５９号
大阪市西区南堀江３丁目16番４号　ヴェスタ堀江703
債務者　坂本　理英
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６３号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番13―908号
債務者　人見れい子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６５号
大阪市平野区長吉長原東３丁目11番14―504号
債務者　千葉　義彦
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６６号
大阪市城東区野江１丁目17番13―512号
債務者　谷口美津留
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９号
愛媛県宇和島市別当６丁目６番３号
債務者　島内　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２０号
愛媛県宇和島市別当６丁目６番３号
債務者　島内　智江
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２２号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目75番地
債務者　二宮　文夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３０号
福岡県宮若市上大隈450番地100
債務者　山口　正治
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　福岡地方裁判所直方支部